

職場等における新たな相談提案制度（通称：シグナルフラッグ）

～相談窓口の拡充による不適正事案の未然防止と風通しのよい組織づくり～

平成29年(2017年)5月19日 **資料1**
 総務部コンプライアンス・行政経営課
 (課長)宮下克彦(担当)根橋幸夫
 電話: 026-235-7029(直通)
 E-mail comp-gyosei@pref.nagano.lg.jp

1 制度の趣旨

従来の通報制度(通称:グリーンホイッスル)を見直し、不適正な事務処理等に気付いたときに、段階に応じて相談提案出来る窓口を拡大して設けることにより、組織内に相談しやすい風土を醸成し、不適正な事務処理等の早期発見、早期解決につなげることで、職務適正の確保を図る。

2 制度の概要

態様	県職員			県民
	業務の改善提案をするとき	職務遂行上、不適正な事務処理等に気付いたとき		
程度	適法(改善の余地あり)	軽度(今回の拡充窓口)	重度	
区分	A ブルーフラッグ (業務の改善提案)	イエローフラッグ (相談提案)		D レッドフラッグ (公益通報)
対象事業	◆違法とまではいかなくとも、処理方法に改善すべき点を感じている業務や改善した方がより良いと思われる案件等	B 内部：職員相談員等 C 外部：推進参与		県民からの通報
目的	◆日常業務の中から業務改善の芽を見つけ出し、それを職場内で改善することを繰り返すことにより、職員発のしごと改革風土の醸成を図る。	【共通事項】 法令等に違反する恐れがある職務上の行為や疑義のある事務処理等		◆法令等に違反していると思われる職務上の行為等で、組織的に行われるなど重大かつ緊急の対応を要すると判断されるもの
相談等の窓口	◆各級管理監督職員 ◆身近な同僚	◆職員相談員、コンプライアンスリーダー ◆コンプライアンス・行政経営課職員 ※上記への個別相談、同時相談いづれでも可	◆外部への相談が適切と考えるとき ◆相談員等に相談提案を行ったものの、その進捗状況や結果に納得できないとき	◆知事、副知事 ◆公益通報委員会
相談等への対応	◆職場の最小単位(係等)で改善の方策についてディスカッションを行い、良い事例はすぐに改善、実行に移す。 ◆係検討の結果を課内で共有し、できるところから改善、実行する。 ◆良い事例は「部局等コンプライアンス委員会」で共有し、更なる改善につなげる。 ※内容に応じて「イエローフラッグB・C」の利用を検討する。	◆相談等を受けた職員はコンプライアンス・行政経営課の協力のもと事実関係調査に着手 ◆調査結果に応じて職場や関係職員に対する指導など必要な対応を実施 ◆対応結果はコンプライアンス・行政経営課長に逐次報告	◆相談提案を受け付けた場合、その内容に対する意見や対応方針を付して、コンプライアンス・行政経営課に通知するとともに、事実関係の調査に着手 ◆コンプライアンス・行政経営課は推進参与の調査・対応に協力 ◆推進参与は調査結果に応じて職場や関係職員に対する指導など必要な対応を実施。その内容や結果はコンプライアンス・行政経営課と共有	◆知事等は公益通報推進幹に調査を行わせ、その結果について報告を受ける ◆調査結果については整理して公表 ◆必要に応じて対象職員に対する懲戒処分等を実施
		【共通事項】 ◆コンプライアンス・行政経営課は事案の内容を整理し、組織内で情報共有 ◆相談内容は原則非公表 ◆相談者へは対応結果を報告		
		※内容に応じてC又はDの対応を検討する。	※内容に応じてDの対応を検討する。	

全庁コンプライアンス委員会での共有→各部局での自分ごと化の対応・改善したことを公表